

電子顕微鏡技術認定制度

本制度は、大学・研究機関・企業等で電子顕微鏡に関わる技術者として十分な知識と技能を持つことを日本顕微鏡学会が認定する制度です（詳細）。

<合格のメリット>

電子顕微鏡用の試料作製や試料観察は特殊なものが多く、また試料の状態によっても様々な方法を使い分ける必要があるなど習得に時間がかかるといわれています。本制度で認定された方は、その基本的技術を獲得していることを専門学会が認定するもので、キャリアアップのための自分のスキルを証明する方法として有効です。

<試験について>

試験は年に一回行い、基本的知識を備えたことを認定する電子顕微鏡二級技士と、実務技能を備えたことを認定する電子顕微鏡一級技士があります。

なお、二級の試験は顕微鏡学会が発行数する電顕入門ガイドブックの内容が出題範囲となります。

* 詳細

本制度は、公益社団法人 日本顕微鏡学会 定款第4条（5）及び定款細則第7条に基づいて電子顕微鏡技術一級技士および電子顕微鏡技術二級技士を認定するものです。認定は、電子顕微鏡に関する技術認定試験(以下試験とする)を実施し、その結果に基づき認定します。

二級技士：電子顕微鏡の各種分野における基礎的技術・知識を有する者の ことであり、試験の対象は比較的簡単な試料作製、電子顕微鏡調整(保守を含む)、画像記録、画像処理などの一連の操作に必要な技術・知識および生物試料についての一般的な知識を持つもの。

一級技士：電子顕微鏡の各種専門分野に関するより高度な技術・知識を有する者のことであり、電子顕微鏡の操作および保守が単独ででき、かつその専門分野に関する生物試料を十分に調製できる技術・知識を持つもの。

受験資格：

二級技士認定試験：電子顕微鏡の基礎的技術および関連知識を有するものであり、どなたでも受験できます。

一級技士認定試験：電子顕微鏡の実務経験 3 年以上の者で、二級 技士合格証を有すること。